科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年 5月30日現在

機関番号: 13201 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2008~2011 課題番号:20520639

研究課題名(和文) 中世イタリア地方領域国家の法的多元性と運用実態

研究課題名(英文) Legal Pluralism and Administrative Actual Circumstances in a Regional

State in the Medieval Italy

研究代表者

徳橋 曜 (TOKUHASHI YO)

富山大学・人間発達科学部・教授

研究者番号:30242473

研究成果の概要(和文):本研究では14世紀末から15世紀のフィレンツェ共和国の支配領域の法的多元性に目を向けて、その多元性を容認する法的・行政的システムと支配の実態とを分析した。その結果として、フィレンツェが従属都市に法的自律性を認めつつ、領域支配の実質的集権化を試みる一方、従属都市がフィレンツェのエリート層とのパトロネジを活用して、自分達の権利や利益を守ろうとしていたことを明らかにした。

研究成果の概要 (英文): I have inspected the legal and administrative system and its actual circumstances of the Republic of Florence, which granted legal pluralism in her territory. In this research it was revealed that Florence tried to centralize practically her territorial rule, giving legal autonomy to subject cities, while these local cities aimed to protect their own rights and interests with the patronage of Florentine elite.

交付決定額

(金額単位:円)

			(並)(1立・14)
	直接経費	間接経費	合 計
2008年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2009年度	700, 000	210, 000	910, 000
2010年度	700, 000	210, 000	910, 000
2011年度	700, 000	210, 000	910, 000
年度			
総計	3, 300, 000	990, 000	4, 290, 000

研究分野:人文学

科研費の分科・細目: 史学・西洋史

キーワード:イタリア 中世 フィレンツェ 領域支配 都市法 人的ネットワーク

1. 研究開始当初の背景

応募者は 2007 年度まで科学研究費補助金 (基盤 C) を受け、フィレンツェ共和国の領域行政に関して、従属都市に派遣された領域行政官と従属都市社会の人的ネットワークとの関係、さらに従属都市の人的ネットワークと支配都市たるフィレンツェの人的ネットワークとの結びつきの在り方に着目しながら、その実態を調査してきた。また 2006年度まで科学研究費補助金 (基盤 B)「中世・近世イタリアにおける地方文化の発展とそ

の環境」(研究代表者 山辺規子)に研究分担者として参加し、フィレンツェ共和国の領域行政とトスカーナ地方というまとまりのあり方を探った。これらの研究から、近世的な意味での領域国家とはおよそ異なるでありながら、様々なチャンネルを通じてイレンツェの姿勢が明らかになった。ここから、フィレンツェ共和国の領域的なまとまりの中での法的多元性に着目し、その中世的理念と、これを事実上無効にしていく運用上のシ

ステムとの共存の実態を調査・検証しようと したのが当初の動機である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、フィレンツェ共和国の領域支配を条例制定の理念と運用という点から明らかにすることにあり、フィレンツェの支配理念をその都市条例の内容や文言から経時的に検討すると同時に、その下に置かれた従属都市の社会や都市機構が、どのように展開したかを実証的に追究することを目指した。特に、従属都市の位置づけを領域国家支配の展開という観点で検証することで、「領域国家」としてのフィレンツェ共和国、そしてその延長にあるトスカーナ大公国の支配の特徴をも射程に入れた。

3. 研究の方法

本研究では14世紀末から15世紀のフィレ ンツェの支配システムの理念と実態を、フィ レンツェの都市条例、領域行政関係の文書の 変遷から追究すると共に、従属都市の側での 対応を探るために、従属都市であったピサと アレッツォの行政文書を調査した。フィレン ツェではフィレンツェ国立文書館に所蔵さ れた 14~15 世紀の都市法史料および領域共 同体条例改変記録、議事録といった法令発効 に関わる史料を主に検討対象とし、ピサでは ピサ国立文書館所蔵の都市法とその改変記 録を調査した。また、アレッツォについては、 アレッツォ国立文書館での調査は、主に15 世紀前半の評議会議事録を対象とした。そし て、これらの分析から、フィレンツェ側の領 域支配意識、およびその従属都市、特にアレ ッツォとの関係を考察し、さらにフィレンツ ェ支配下に入った 14 世紀末以降のアレッツ ォの社会のあり方を検討した。

イタリアでの史料調査については、途中で 史料調査の方向を検討し、必要に応じて変更 していくために、調査を1年に数回実施し、 それぞれの調査期間は2週間程度の短期間 として、調査結果をその年度内の研究計画に フィードバックできるように図った。

4. 研究成果

(1) 法的多元性と領域支配意識

 を有すというのである。従属共同体が独自の条例によって規定される地域自治のうちにとどまる限り、フィレンツェは、それらの共同体の生活が独自の法規の下で営まれることを認めざるを得なかった。

こうした法的多元性が存在する一方で、フ ィレンツェが包括的な領域支配の意図も持 っていたことは、従来、研究者によって指摘 されてきた。従属共同体は条例制定権を有し たものの、遅くとも 14 世紀末までには、制 定・改定した条例をフィレンツェに提出して 当局の認証を得ることを義務づけられてい る。フィレンツェ政府は領域の法的多元性を 容認しつつ、その統制手段を確保したのであ る。さらに 15 世紀に入ると、財政的側面で の領域再編が進められ、1419年には領域全域 で従属共同体の課税権が否定された。このフ ィレンツェ共和国のような 15 世紀イタリア の「地方領域国家」(stato regionale /regional state) の領域支配が、近代領域 国家のそれと異なることは、改めて指摘する までもない。とはいえ、フィレンツェは領域 全体の軍事権と徴税権を掌握すると共に行 政・司法管轄を再編し、領域各地のポデスタ、 カピターノ、ヴィカリオという上級行政・司 法職(任期は半年)にはフィレンツェ市民が 就いた。ポデスタとカピターノについては、 形式的には在地共同体が当該者を招聘する 形を取ったが、実際には彼らはフィレンツェ における公職抽籤によって選出され、派遣さ れたのである。

フィレンツェによる領域の法的多元性の コントロールに関して、本研究では、アレッ ツォやピサの都市法の改定記録から、それぞ れの都市法にフィレンツェの意思が明確に 作用していたことが検証できた。たとえば、 15 世紀のピサで作成された条例改定 (reformatio) の記録からは、フィレンツェ の主導下で法的にも新しい体制を構築して いったことが判る。この史料は、ピサにフィ レンツェに征服された 1409 年からさほど間 もない 1413 年の記録に始まり、1455 年まで の改定に関して随時作成された記録を後か らまとめたものである(作成時期によって大 きさも書き手も異なり、1冊にまとめられて いるが、もともとは単一の帳簿ではない)が、 いずれも公証人書体の清書で、羊皮紙が使わ れていることから、単なる写しや控え、一時 的な行政文書ではなく、保存が意識された文 書であることが推測できる。巻末には「編集 されたフィレンツェの法律の写し」(Copia legis Florentie edite) として2頁 (79v-80r) にわたり、1455 年のフィレンツ ェの評議員決議 (provvisione) の写しが添 付されている。ここにもフィレンツェで定め られた法を一種の上位法として参照する姿 勢が窺えよう。なかんずく興味深いのは、

1413 年の記録の冒頭に含まれる、「その至上 権と支配権の下で(sub cuius imperio atque dominio) くだんのピサの都市とコムーネが 幸せに支配され、安寧のうちに統治されてい るフィレンツェの都市のグェルフ会によっ て」という文言である。「至上権(インペリ ウム)」は元来、帝権に由来する支配権を指 すものであり、強い支配意識を反映している。 フィレンツェの領域支配の一端を垣間見せ るものである。同様にアレッツォに関しても、 1409 年のフィレンツェ都市条例案第4章 22 条(「アレッツォの都市は永久にフィレンツ ェのコンタードに属すこと」)から、支配都 市フィレンツェの意識を示す文言が確認で きる。ここでは、アレッツォがフィレンツェ の「至上権、司法権、支配権、権力、支配の 下に置かれ、これに服属し、命令に従う」(sub imperio jurisdictione dominio potestate signoria obedientia et dispositione) 🕏 のとされている。この条項のタイトルにおい て、本来の定義からすればディストレットと 呼ばれる獲得領域に属するアレッツォが、フ ィレンツェ本来の領土と認識されるコンタ ード (1419年以前からフィレンツェが課税権 を有していた)に属する、とされていること 自体、同市に対するフィレンツェの優越を強 く示すものである。1409年に同市で反フィレ ンツェの陰謀が発覚したことも、ここに影響 しているのかもしれない。

この条項を含む第4章は、フィレンツェ領 域の諸共同体の行政・司法に関わる職務内容 や権限・管轄を全 99 条にわたって規定した ものである。領域行政組織・制度の整備は、 この条例案において初めて体系化が試みら れた。たとえば1355年のカピターノ・デル・ ポーポロ条例にも、レーガ(同盟)と呼ばれ るコンタードの領域行政組織の構成に関す る詳細なリストはあるが、領域行政そのもの に関わる規定は存在しない。この点からも、 15 世紀フィレンツェの領域支配意識が窺え よう。フィレンツェの評議会が議論し、決議 した法令の記録にも領域支配の進展は見出 せる。たとえば、1447年2月のポーポロ評議 会およびコムーネ評議会の決議では、領域全 体を包括して、ポデスタ(領域行政官)の司 法権限が規定されている。15 世紀半ばには、 こうした議事の内容として領域行政官の権 限、領域の諸共同体からの請願や申請への対 処(特に税負担に関して)が非常に多くなる のである。

(2) 領域支配の実態

このように法的多元性とある種の集権指向とが併存するフィレンツェの領域統治においては、私的な人間関係が作り上げた中央と在地の間の非公式ネットワークが重要な役割を果たした。フィレンツェの政府やエリート層は様々な利害に従って、従属共同体の

司法・行政に介入した。こうした介入に対し てときに従属都市・共同体は既存の条例を根 拠に抵抗したが、フィレンツェの干渉を全面 的に退けることは困難であった。それどころ か従属共同体は、むしろフィレンツェの有力 市民に直接的な接触を図り、そこで築いた人 脈を活用して、税負担の軽減や公的事業の財 源確保等、自分達の管轄から外れた事柄につ いて有利な条件を引き出そうとしたのであ る。フィレンツェ政府としても、それぞれ独 自の権利を有する領域共同体に画一的に対 処することは困難であったから、こうした人 脈は無益ではなかった。正規の行政・司法制 度とは別に機能する人脈を通して、フィレン ツェは必要な限りの譲歩を示しながら、在地 の不満に対応したのである。

従属共同体の側がパトロンを選択してい たことは、領域共同体とフィレンツェ支配層 との書簡のやり取りから推測できる。従属共 同体の政府はしばしば政策としてフィレン ツェの有力市民に書簡を送ったため、それに 関する決議が評議会議事録に残されている。 一方、15世紀にメディチ家の当主とその周辺 が受け取った大量の書簡(フィレンツェ国立 文書館に Mediceo avanti il Principato の シリーズとして所蔵されている) や、ロレン ツォ・デ・メディチの書簡発信簿から、領域 共同体とメディチ家とのつながりを抽出す ることもできる。こうした書簡のやり取りが 示唆するのは、領域支配におけるメディチ家 の覇権が確立する一方、領域共同体側がこれ を容認し、かつ利用しようとしたことである。 メディチ派がフィレンツェで政治的に困難 な状況にあった 1454~58 年、1465~66 年、 1470 年にはメディチ家宛の書簡数が減って いる。従属共同体がフィレンツェにおける政 治動向に留意しつつ、パトロンの利用価値を 見極め、常に自分達の立場を不利にしないよ うに努めていたことが判る。

フィレンツェ人のパトロンの有用性は、従 属共同体とフィレンツェ政府との仲介役た ることにとどまるものではなく、従属共同体 の住民は個別に金銭的支援や減税措置、在地 社会での公職就任の後援など、様々な恩恵を 受けていた。こうして多様な形で、フィレン ツェ支配層と在地社会を結びつける人的ネ ットワークが、領域各地に広がることとなっ た。15世紀前半のアレッツォの評議会決議録 には、何らかの利害関係や影響力を持ってい たと思われるフィレンツェのエリートの名 前がしばしば現れる。「私こと下記の公証人 にして書記官により、アントニオ・ナルディ に託されるべく書簡が書かれ……その書簡 はヴァルダルノ・スペリオーレのヴィカリオ に、即ち剛き騎士であった故マーゾ・デリ・ アルビッツィ殿の子息にして尊敬すべき騎 士リナルド殿に宛てられる」。「まず我々と書

記官によって何通かの書簡が書かれ……う ち1通はフィレンツェの我らがプリオーレ [執政委員] 閣下方に宛てられる……別の書 簡は、前述の我らが共同体のことを託すため に、現職の正義の旗手ザノービ・アルノルフ ィに宛てられる。別の書簡は同様の依頼のた めに、現在、前述の閣下方の公証人のうちの 一人であるティノーロ・デイ・グワスコーニ に宛てられる。別の書簡はジョヴァンニ・デ ィ・ビッチ・デ・メディチに宛てられる。別 の書簡は、アレッツォのコムーネの同様の依 頼のためにジョヴァンニ・カルドゥッチに宛 てられるが、この依頼は同コムーネの大使達 を通して披瀝され、述べられているはずのも のである。別の3通の書簡は、現在、コッレ ージョ「補佐評議会」のメンバーのうちに入 っている3人のフィレンツェ市民に宛てら れる」。このような請願の宛先として、当時 のフィレンツェで対立していたアルビッツ ィ派とメディチ派の双方の名前が現れるこ とは、興味深い。たとえば、アレッツォのプ リオーレ職の俸給に関する支援を頼む書簡 の送付先については、「それらの書簡のうち 1 通はパッラ・デリ・ストロッツィ殿「アル ビッツィ派]に、他の1通はアレッツォの前 ポデスタたるマッテオ・デイ・ソロスメイ殿 [アルビッツィ派] に、3通目はコジモ・デ ィ・ジョヴァンニ・デ・メディチ [メディチ 派]に、そして4通目はジョヴァンニ殿の息 子で前述のコジモの兄弟のロレンツォ [メデ ィチ派] に宛てられる」とされている。アレ ッツォは両派に目配りしながら、要請先を選 んでいたらしい。

以上のように、フィレンツェ共和国の領域 支配について、領域の各共同体の法的自律性 が認められつつ、パトロネジによる柔軟性に 富んだ統治システムを通して、それはパトロ ンとクライアントが相互の利益を了解した 上に成り立っており、領域全体の政治的コン トロールをより確実にすると共に、条例で守 られた在地の自治を内側から崩していく有 効な手立てだったのである。このように、中 世末期のフィレンツェ国家の領域統治の性 格を多面的に捉えたことで、イタリアの地方 領域国家を考えていく上での見方を提示し た。さらに本研究の成果は、他の地域・時代 を考える参照軸にもなり得る。実際、2011年 には、宋代中国の地域社会を考察する比較研 究として報告をし、その成果は現在印刷中で ある。

本研究ではフィレンツェをブンセキ主体としたが、今後は従属都市に関する史料調査・分析をより深化させ、特にアレッツォを主たる対象としながら、トスカーナの在地都市社会がフィレンツェ支配下でどのように変容していったかという点を、16世紀までを射程に入れながら考察していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

「雑誌論文」(計1件)

徳橋 曜、「15世紀フィレンツェ共和国の領域支配意識―1409年の都市条例案から―」、富山大学人間発達科学部紀要、第5巻第2号、2010、123-138頁。

http://hdl.handle.net/10110/3645 〔学会発表〕(計3件)

徳橋 曜、A Regional State and Cities in the Medieval Italy: Domination and the elite of the Republic of Florence (中世 イタリアにおける地方領域国家と都市ーフィレンツェ共和国の支配のあり方とエリート層ー)、第56回国際東方学者会議、2011年5月20日、日本教育会館

徳橋 曜、15世紀のフィレンツェ共和国の領域支配と従属都市、イタリア近現代史研究会、2011年11月12日、早稲田大学

<u>徳橋 曜</u>、フィレンツェとヴェネツィアの司 法環境、イタリア中近世史研究会、2009年8 月 10 日、富山大学

[図書] (計2件)

伊原弘 (編著)・H. ズンドファー・陳松・市来津由彦・小島毅・P. ボル・<u>徳橋曜</u> (他5名共著)、岩田書院、『中国宋代における地域像』、「中世末期イタリアの地方領域国家の統治構造と地域エリート一比較史の観点から地域エリートのあり方を考える」、2012 (予定:原稿提出済み)。

齊藤寛海・山辺規子・藤内哲也編、城戸照子・ <u>徳橋</u> 曜 (他 14 名共著)、昭和堂、『イタリ ア中世都市史入門 12世紀から16世紀まで』、 2008、30-50 頁。

[産業財産権]

- ○出願状況(計0件)
- ○取得状況(計0件)

[その他]

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

徳橋 曜 (TOKUHASHI YO) 富山大学・人間発達科学部・教授 研究者番号:30242473

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし